

一般社団法人 SGSG 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 SGSG と称する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、小学生から高校生に対し多様な学びの機会と場を提供し、将来地域社会の担い手となる若者の育成し、社会的に弱い立場に置かれた女性を支援し、社会全体の利益の増進を図るため、次の事業を行う。

- (1)小・中学生の学習支援と保護者相談
- (2)高卒資格取得サポート
- (3)高校生の自主活動支援
- (4)未来の先生育成
- (5)シングルファミリー等の女性支援

(公告)

第 4 条 当法人は、当法人の主たる事務所に提示する方法により行う。

第 2 章 社員

(入社)

第 5 条

当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

社員となるには、当法人所定の様式による申込をし、理事長の承認を得るものとする。

(経費の負担)

第 6 条

当法人の運営に必要な経費は、当法人の事業収益をもって賄うものとし、社員は経費を負担する義務を負わない。

(退社)

第 7 条

1. 社員はいつでも退社することができる。但し、予め、1 か月以上前に当法人に対して退社の予告をするものとする。
2. 前項の場合の他、社員は次に掲げる事由により退社する。
 - ①総社員の同意
 - ②死亡又は解散
 - ③除名

(除名)

第8条

当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、又は、当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は、社員としての義務に違反したときは、社員総会の決議により除名することができる。

(社員名簿)

第9条

当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

(設立時の社員の氏名及び住所)

第10条

設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

岡山県岡山市中区平井 1171 番 13 号

野村 泰介

岡山県岡山市北区伊島町 2 丁目 10 番 30 号

後藤 志保

岡山県倉敷市中帯江 411 番 1 号

村山 夕子

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条

当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年4月にこれを開催し、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。

(開催地)

第12条

社員総会は、主たる事務所の所在地（岡山県岡山市）において開催するものとする。

(招集)

第13条

1. 社員総会は、理事長がこれを招集するものとする。
2. 社員総会の招集は、理事の過半数でこれを決する。

(社員による招集請求)

第14条

社員による招集請求は、総社員の議決権の5分の1以上を有する社員に限って、これをなしうるものとする。

(決議の方法)

第15条

社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって、これを決する。

(議決権)

第16条

社員は、1個の議決権を有する。

(議長)

第17条

社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、理事の互選により議長を定める。

(議事録)

第18条

社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事がこれに記名押印することを要する。

第4章 理事及び監事

(員数)

第19条

1. 当法人には、理事3名以内及び監事1名を置く。
2. 理事のうち1名を代表理事とする。

(理事の制限)

第20条

1. 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
2. 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(監事の制限)

第21条

1. 監事のうち、幹事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、幹事総数の3分の1を超えてはならない。
2. 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である監事の合計数は、監事の総数の3分の1を超えてはならない。

(資格)

第22条

1. 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から選任する。但し、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。
2. 理事及び監事の選任は、社員総会の決議により行うものとする。

(任期)

第23条

1. 理事および監事の任期は、就任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。任期満了前に退任した理事の補欠として、または、増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
2. 任期満了前に退任した監事の補欠として、または、増員により選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の権限)

第24条

理事長は、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。

(理事及び監事の報酬)

第25条

理事及び監事の報酬は、それぞれ社員総会のけつぎをもって定める。

第5章計算

(事業年度)

第26条

当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第27条

1. 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配の禁止)

第28条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第29条 当法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、これを岡山県に帰属させる。

第6章附則

(最初の事業年度)

第30条

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

(最初の役員)

第31条

当法人の最初の役員は、次のとおりとする。

理事長	野村 泰介
理事	後藤 志保
理事	村川 和美
監事	村山 夕子

(最初の理事及び監事の任期)

第32条

当法人の最初の理事及び監事の任期は、就任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(根拠法令)

第33条

この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

上記のとおり相違ありません。

平成30年1月20日

一般社団法人 SGSG

設立時社員

野村 泰介 ⑩

設立時社員

後藤 志保 ⑩

設立時社員

村山 夕子 ⑩